

初任運転者に対する安全運転の実技指導の内容の公表

大野観光自動車株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1089 号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表いたします。

1. 基本方針

- ・初任運転者の適性、経験を踏まえて指導内容を決定し、その都度変更し実技指導を行っております。
- ・車種区分については小型・中型・大型の順で訓練を行っております。

大型車＝車両の長さ 9 メートル以上又は旅客座席数 50 人以上

中型車＝大型車、小型車、コンピューター車以外のもの

小型車＝車両の長さ 6 メートル以上 8 メートル以下で、かつ旅客座席数 33 人以下

2. 初任運転者に対する特別な指導内容（座学教育 10 時間以上）

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導

*①～⑤に関しては「グッドラーニング」で実施

3. 安全運転の実技指導内容（20 時間以上）

① 実施ルート・方法

- ・主に頻繁に走行する区間を運行

福井駅、敦賀駅、小松空港などの配車及び到着の多い場所や、

六呂師高原やスキージャム勝山などの山岳道路、恐竜博物館などの観光地、

ご利用いただく頻度の多い学校や行政施設、北陸道、名神、東海北陸道などの有料道路

- ・まず車両に慣れさせ感覚をつかみ、走行しやすい道路から運転を始め、徐々に難易度（道幅の狭い区間、山岳道路、高速道路、夜間運行）を上げて実技教育を進めています

② 運転操作

- ・初任運転者本人が運転し、指導運転手が同乗し指導を行う
- ・必要に応じて指導運転手が運転し手本を示す場合もあり

③ 見極め

- ・座学教育、実技指導を終了後、経営幹部が同乗し最終判断を行う

4. 指導運転手の指導履歴

- ・入社後 10 年以上の乗務経験があり、営業所において指導的な立場を経験した者が行う